

～固定資産税が半分に！～

## 「経営力向上計画」策定に向けた説明会

7月1日、「中小企業等経営強化法」が施行されました。

同法では、「経営力向上計画」を申請し、認定を受けた企業は『固定資産税』が半分に軽減、信用保証枠の拡大など、各種金融支援が受けられるものです。

ついては、同法の概要や「経営力向上計画」の策定についてわかりやすく解説いただく説明会を開催します。

あわせて、先日2次公募が開始された「ものづくり補助金」のポイントについてもご説明いただきます。

経営基盤の強化に向け、是非、ご出席いただきますようご案内申し上げます。

【日 時】 平成28年8月5日(金) 10時30分～11時45分

【会 場】 NICO テクノプラザ 会議室(長岡市新産4-1-9)

【定 員】 30名(先着順、事前にお申込みください)

【内 容】 「経営力向上計画」と「ものづくり補助金」の説明

講師: 関東経済産業局 地域経済部 地域振興課

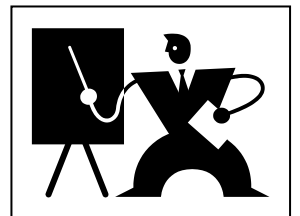
内容: 中小企業等経営強化法の概要、利用のポイントについて  
経営力向上計画の策定について  
ものづくり補助金(2次公募)について

参加  
無料

【締 切】 7月29日(金)

【主 催】 長岡商工会議所、一般社団法人新潟県電子機械工業会  
NPO 法人長岡産業活性化協会 NAZE

【共 催】 公益財団法人にいがた産業創造機構



【問合せ先】 長岡商工会議所 営業サービス課 工業係

TEL 0258-32-4500

FAX 0258-34-4500

E-mail: kougyou@nagaokacci.or.jp

長岡商工会議所 営業サービス課 工業係 行 (FAX 34-4500)

### 8/5 (金)『経営力向上計画』策定に向けた説明会 参加申込書

No.	事業所名	役職名	氏名	TEL
1				
2				

※ご記入いただいた情報は、当所からの各種連絡・情報提供のために利用させていただきます。